

平成 30 年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 平成 31 年 2 月 15 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎 11 階 第二会議室

3 出席委員（9 人）

(1) 常任委員（9 人）

石井 慶造	東北大学	名誉教授
伊藤 晶文	山形大学	人文社会科学部 准教授
太田 宏	東北大学高度教養教育・学生支援機構	助教
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類	教授
野口 麻穂子	森林総合研究所 東北支所	主任研究員
平野 勝也	東北大学	災害科学国際研究所 准教授
山本 和恵	東北文化学園	科学技術部 建築環境学科 教授
山本 玲子	尚綱学院大学	名誉教授
由井 正敏	一般社団法人	東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：4 人

4 会議経過

(1) 開会 司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））

審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されているが、本日は、常任委員 13 人中 8 人の出席（開会時点）のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることの確認を行った。

加えて、冒頭 1 月 1 日付けで審議会委員に再任された石井委員への委嘱状の交付を予定していたが、委員の到着が遅れているため、タイミングを見て後ほど実施する旨の報告がなされた。

(2) 挨拶（金野環境生活部次長（技術担当））

本日は、お忙しい中、本年度第 7 回目となります宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、改めて感謝お礼申し上げます。

さて、環境省の方でございますが、太陽光発電施設等の環境影響評価の基本的考え方に関する検討会を設けまして、太陽光事業を環境影響評価法の対象事業とする検討が進めていたところでございますが、検討結果の案が取りまとめられ、本年の 1 月 18 日か

らパブリックコメントを実施してされているところでございます。現在の案では、第一種事業が4万キロワット以上、第二種事業が3万キロワット以上の太陽光発電事業を法のアセスの対象とする内容となっております。これに対しまして、本県の環境影響評価条例におきましては、現在、太陽光発電事業を工場・事業用地造成事業としまして、一定の面積以上の規模のものを対象としております。国の検討状況を踏まえまして、今後この取り扱いについて検討することとしてございます。

本日の審査会でございますが、白石越河風力発電事業の環境影響評価方法書の答申とオニコウベ発電所建設事業の環境影響評価方法書の諮問の2件となっております。2件とも再生可能エネルギー関係の事業となっております。

詳細につきましてはこれから御説明させていただきますが、委員の皆様方にはそれぞれ御専門の立場から活発な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしく申し上げます。

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。審議事項(1)の『(仮称)白石越河風力発電所環境影響評価方法書について』の審議に入ります。参考人の方の入室をお願いいたします。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

それでは、審議を始めたいと思います。本件に関しましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分との審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（渡邊技師）】

資料1-1, 1-2について説明

【参考人】

資料1-3, 1-4について説明

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。これまでの御説明

に対して御意見，御質問ありましたらお願いいたします。

【平野副会長】

景観の評価に関してですけど，動画の作成はしていただいているのに，それを何故方法書に盛り込まないのか理解できないのですが。動画は紙に載せられないとおっしゃいましたよね。全く理由になっていないですよ。例えば，騒音を測るにしても騒音計は紙に載せられませんよね。鳥類を評価する上でも軌跡の評価をしても表現はできますけど，鳥が飛んでいる動画，載せられませんよね。でも，載せますよね。何故できないのですか。

【参考人】

動画につきまして，例えば，鳥であれば高さであったり，風車の高さ以上なのか，下なのか，真ん中なのか，そういった数値的に出すことができますので，そういったことは，当然準備書で記載しております。

【平野副会長】

評価をしていただいて，それで評価結果を載せれば良いだけの話ではないですか。

【参考人】

こちらに記載しておりますように，評価をどれがどのように評価していいという内容が全く私共には分かりませんですから，見ていただくということはできますけど，予測として見ていただくことは可能ですけど，それを評価するということは，私共にとってはなかなかできないというふうに考えているところでございます。

【平野副会長】

動画による評価はできない。静止画としての評価はどうお考えですか。

【参考人】

静止画につきましては鉄塔とかそういう基準がございます。環境省のガイドラインに基づいてやらしていただいています。

【平野副会長】

何度も申し上げますけど鉄塔は過小評価になることは分かっているわけで，その上で，フォトモンタージュでどのように評価できるのですか。

【参考人】

ありがとうございます。ただ現時点ではガイドラインに基づいてやるしかないということがございまして，それに基づいて評価させていただいているところでございます。

【平野副会長】

過小評価となることも評価には組み入れないということですか。送電鉄塔と同じ評価

をなさるおつもりですか。

【参考人】

現時点ではそのつもりでございます。当然、今後準備書を作成するに当たりまして、専門家の御意見、そういったことを聞きながら具体的にどうするかをまた検討したいと考えているところでございます。

【平野副会長】

準備書とおっしゃいますけど・・・。

【参考人】

今後準備書までにということでございます。

【平野副会長】

僕が勘違いしているのかな。

【参考人】

方法書をお出ししておりますので。

【山本会長】

私共の意見というのは、次にどこで反映されるかということかと。次の段階が準備書で、良いのですよね。

【平野副会長】

具体のことは何も分からないけど、どうなさるおつもりか。少し計画をきちんと示していただきたいのですけど。

【参考人】

先程からお話しさせていただいてますように、現時点では方法書に基づいた形で予測評価をしてまいりますけど、先生方からの御指摘もいただいておりますので準備書までに新たな知見と先生方の御意見、今後専門家の方にヒアリングさせていただいたりとか、その中で準備書の作成に当たりたいと考えているところでございます。

【山本会長】

よろしいですか。

【平野副会長】

良くないけど、しょうがない。

【永幡委員】

今の話と若干関わってくる話で騒音の具体例のことでお話しさせていただきますが、

ガイドラインに従えば良いという話ではなくて、ガイドラインに従ってそれで終わり、ということであれば、僕ら専門家がここに来る必要がないんですよ。ガイドライン見て事務的にこの値だからこれでいいでしょ、と役所が判断すればそれでおしまいなんです。それを何故我々がここに来てるかっていうと、専門的な知見を持っていて、ガイドラインだけではまずいと思った時に、ちゃんとここも加えてくれと言うために来ているわけです。ですから、WHOのガイドラインの知見に関しても、よその動向を踏まえてなんて舐めたことをいってないで、やってくれと言っているのだから、ちゃんとやって下さい。

【参考人】

ありがとうございます。具体的なやり方を検討したうえで実施したいと考えております。

【永幡委員】

だから、騒音のガイドライン値というのも実際に健康被害がここから出るからやめてくれとWHOが言っているわけです。だから、あなた方が計算した上で結果を見るときに最後に比べるだけだから、やり方もくそもへったくれもないですよ。

【参考人】

御指摘、ありがとうございます。参考とさせていただきます。

【伊藤委員】

地形地質についてですけど、評価書段階で文献調査をして、事業実施区域の絞り込みをしていくということだと思っておりますが、前回も指摘しましたし、資料にも出ていますけども特に土砂災害の危険箇所として抽出されている区域を選んで今後やっていくんだというふうに捉えました。事前にそのような危険箇所として抽出されているところを選んでやっているわけですから、随分と慎重に、様々な評価をし、更に住民の方々にそういった状況を説明したということがなければ、土砂災害とか発生したときに御社に色々なリスクといったらいんでしょうか、御批判が来るということを覚悟の上で御検討いただければと思います。意見です。

【山本会長】

どのくらいの検討をなさっているのか、もし御意見あれば。

【参考人】

御意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、既に法の規制がかかったところに事業計画をしていて、法の規制は地域の皆様の命や財産を守るために必要であるからこそ定められたものであると十分理解しております。その中で今後の計画、調査を通じて影響が最小限となるように、かつ安全な計画となるように進めてまいります。

先程御説明させていただいたとおり、そういった計画を進める中でもきちんとした安全な計画が担保できない場合には、事業の計画を見直していく必要があることは十分承

知しています。ありがとうございました。

【太田委員】

資料 1-3 でいうと全般的事項に関係するのですが、エナジーパーク構想については未確定、これはないことというように考えますと、もっと前に話は戻るのですが、かなり最初の段階で、工事中とか色々山を削ったり、木を伐採したりとかあるのですが、その後どうされるつもりですか。

風車が立っているところは話が別ですが、施工とかの時に一時的に伐採された後の回復ですよ。どうするつもりですか、というのを随分前にお聞きしたと思います。その時は、分からないという回答だったかと思います。その中で前回パーク構想が出てきたので、おやおや、ということになったのですが、パーク構想がないということになると、もう一度自然回復についてはどうされるのですか、という回答がまだいただけていない状況と思うのですが。

【参考人】

工事に伴い地形の改変が発生いたします。地形を改変したところを、当然そこは木があれば伐採もいたします。草があれば草をはぎ取ってしまうことがございます。裸地ができるわけがございます。そこにつきましては、将来の風力発電所の維持・運営に必要な作業ヤードについてはある程度確保しなければならない。また、そこへアクセスする道路についても確保しなければならない状況でございます。その他の部分については、地形を改変して裸地となった箇所はきちんと緑化して、土砂流出等の状況がでないように計画を進めてまいります。事業が終了した後については、その風力発電施設を撤去するとかその後どういうふうに使っていこうか、というのは先のことになりますので、今ここで将来完全な森林の復林ができるかどうかということとは言えませんが、短期的な工事の影響がでるところは最小限にして、裸地となるところは緑化して土砂災害のリスクが低減されるよう計画してまいります。

【太田委員】

基本的には復林を目指すというお考え、なるべく現状復旧をできる限りですけど、目指すという。野口先生から御意見あるかも知れませんが、外来種とか是非配慮していただいて、なるべくもとの現地の植生、構成配慮していただいて復林とか原状回復、考えていただきたいので、そういう方針であれば当然、このあと進めば実際の調査等に入る訳なので、この段階で方針が明らかになっていないと、そういうところを目指すのであればどういう基礎調査をしておかなければならないかということに関わってきますので現時点でお聞きしたわけです。今後御考慮ください。

【参考人】

ありがとうございます。御意見をきちんと反映できるような計画をこの後進めてまいります。

【平野副会長】

景観も、騒音も、土砂も全部そうですけど、御社はですね、環境アセスメントを何故やっているか、認識を先ず、もともとの認識お聴きしたい。何のためにやっているのですかね。

【参考人】

環境アセスメントを行う理由というのは、私ども計画している大規模な事業、地形の改変を伴ったり、その他の動植物であったり、人間の生活環境であったり影響がある可能性のある大きな事業を行うときに、その事業がどのように今ある自然環境、生活環境等に影響を与えるかをきちんと把握して、それが許容できるレベルに影響が収まるようにして、事業を進めるなり、事業の計画を検討するためのひとつのプロセス、手続きであると考えています。

【平野副会長】

ありがとうございます。僕もそのとおりだと思います。その時に、土砂災害もそうですし、特に景観、土砂は、多少作るけれども予防、防止措置を取ることできる、景観は配置を変える以外に多分低減措置がないと思うんですよね。その時にいろんなことがことを評価して、影響がない影響がない影響がない、と評価して事業を実施するのではなくて、配置計画等々を見直していただいて、軽減措置をきちっと取るための評価だと思っています。評価項目よりもどういう低減措置がとれるか常に念頭においていただいて。

一番難しいのは、これ白石市長から強く意見が出ていますけれども天守閣から見えないようにする、低減措置をとる、ほとんどとれないかもしれませんが。そういうことをきちんと考えていただいて、影響が出る、出ないを評価するのではなくて、影響が出ることを念頭におきながら、影響は出ますので、それをどう軽減するか、配置計画をきちんと頑張っていたきたいと思っています。評価するよりも配置計画で頑張るべき案件かなと思います。これ騒音もそうですよ。場所が決まってしまうと距離決まるので、住宅地への影響は決まってしまうので。軽減措置をとるといっても余程凄い羽根、音が出ない羽根、開発すれば別かもしれませんが。是非そういう視点で以降の手続きを進めていただければと思います。

我々も評価、こういう評価方法を取りなさい、そういう会議になっていますけども、本当はそうではなくて、どう低減できるのか、皆さんで議論して行って、地域にとっても事業者にとっても皆がハッピーになる、そういう場だと思っていますので。

是非どう評価するかも大事なのですが、それ以上に、どう軽減するかを念頭に置きながら進めていただければと思います。

【山本（和）委員】

関連で本編の 228 頁のほうに景観を評価するに当たって主要な眺望というのか、方向を限定しているように見えますので、市長からも天守閣からの景観ということは、直に見るといっても入ってくると思いますので、次の段階では、角度をもった矢印が示されて、その際に明確にする配置計画を複数案出してくるといったようなことをお願いできればと思いますが。いかがでしょうか。

【参考人】

今御指摘いただいた 228 頁でしょうか。実はこちらは配慮書の時に記載させていただいた頁でございます。今後方法書準備書以降実施する予定の景観の調査位置は 326 頁に記載をさせていただいてるところでございます。

こちらにつきましては、実際に配慮書の時につきましては文献等で調査をさせていただいておりますので、眺望方向ということも出てまいりますけども、方法書以降の手続きにつきましてはこの調査地点につきましては、現地で調査しまして写真を撮ってまいります。それに基づいてモンタージュを作ったり、動画を作ったり、そのような中で風車の方向がどのように見えるのか予測してまいります予定でございます。

【平野副会長】

そういう意味では、正確に景観に関する評価をしていただく上では矢印も大事だと思っています。矢印もきちんと入れていただいて、天守閣から蔵王山を眺望するとき、いったい何度の位置に風車が来るのか、基本的には人間の視野というものは、よく言われているのは中心線から 30 度離れたコーンで見られていて、これが中心領域、視野そのものは 180 度ほぼありますので見ているときにこっちでくるくる動くことになることがありうるのかどうか、角度といったことが大事でありますので、それも踏まえた上で、議論いただければと思います。

もちろん、天守閣ですから 360 度一望するのが良い場所ですので、見えないに越したことがないのですが、一番見たい景色があると思うので、重い軽いの判断をする上でも非常に重要な情報ですので。まっすぐの向きと、60 度の扇形ぐらいいを書いたもの、あるいは 180 度を書いていただいても良いのかもしれませんが、そういうのも一緒に情報として入れていただきながら、評価をしていただく。そういうことが必要かと思っています。

ただ、山本（和）委員が御指摘のように天守閣から蔵王を見る人だけではないので。天守閣に登る人は 360 度見て楽しむことが基本ですので、そのことも踏まえていただければと思います。

【参考人】

ありがとうございます。可能な限り眺望として望ましい場所、風車の方向も考慮しながら準備書を作ってまいりたいと思います。

【石井委員】

放射線の量、調査の仕方、これについて。0.22 マイクロシーベルト以下のところ結構あります。単に場所を決めて測った場合、その場所の値を代表値にすることは、放射線の場合だめなんです。ホットスポットというところがあり、それを見落とすことになります。0.23 マイクロシーベルト毎時以上の高い線量のところはホットスポットということで、それを見つけることが重要です。もう一つ、言っておきたいのは、工事をすると表面の土が露わになる。そうすると、そこの線量が 0.1 マイクロシーベルトであっても表面に雨が降って流れて行った先に 1 マイクロ、2 マイクロ、もっと高いホットスポットを形成する。福島事故の後、ホットスポットが実際にできている。だから工事をした

後、どこにホットスポットかを調べないといけない。雨が降って、どこかあなた方が管理している区域以外のところに泥水が流れてホットスポットを作るということもあるので。そういうことも踏まえて周りの住民に「あ、なんだ」と言われぬように考慮しながらやらなければならない。低くてもホットスポットは形成されますので、その辺を注意してください。

【参考人】

ありがとうございます。指摘いただいたとおり、風車の場所配置以外についても可能な限り空間線量を測定した上で、その結果に基づいて白石市さんとか環境省に相談しながら工事を進めたいと思います。

【石井委員】

0.22 マイクロシーベルト以下だったら良いと言っている人は放射線を知らない。土が露わになって、流れた先はホットスポットを作る可能性がありますから。

【由井委員】

鳥類関係で、288 頁前後に色々調査方法書いてありますけども、前にもお聞きしましたけれども、夜行性の希少種がいるかも知れませんが、夜間調査をする必要があります。どちらかに書いていましたか。

【参考人】

方法書に盛り込んでいませんが、夜間調査も含めて実施する予定としております。

【由井委員】

はい。290 頁の渡り鳥の定点観察法、日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に調査するとのことですが、日周変化もありますので、一度は昼を通して見る必要があります。やりますか。

【参考人】

実施する予定です。

【由井委員】

はい。コウモリなんですけど、音声モニタリング調査って入っているのですが、この下から 2, 3 行目 25m と 50m の高度にマイクを付けて全者は下向き、後者は上向きに取り付けるとあります。マイクの構造にもよりますが、これだと 25~50m が抜けちゃうように思えるのですが。大丈夫でしょうか。

【参考人】

25m が大体下限くらいで下向きに取り付けます。上向きと書いているのですが、斜め上方向に向けて 25~50m まで拾えるように対応しようと思っています。

【由井委員】

わかりました。今回の風力計画の場所は奥羽山脈沿いにありまして、これまで東北地方で脊梁山脈沿いに傾斜の斜めのところに立つのは初めてくらいだと思いますね。岩手県でも一部ありますが、平坦地形ふもとに近い箇所です。脊梁の中心に近いのはこれが初めてなので、特に地付きの繁殖コウモリもいますけど、渡りの時期のコウモリはアメリカの報告では全体の7割が当たっているということですので、何が通るか分からないのですが。それでマイクを仕掛けるのですが、風車の高さが142mまでになりますので、上のマイクが50m 感知範囲がせいぜい最大で50m ですので、100m までしか行かないので残りの42m は足りないのですよね。もしそこを渡りのコウモリが通っていると感知できないのですよ。できるだけ高性能の最新式の感知器を設定する必要があると思っています。

もう一つは、高いところを飛ぶコウモリと低いところを飛ぶコウモリ、種類が違うのですが、渡りの時の飛行高度がなかなかわからないのですが、たぶんヨーロッパやアメリカでそういうのは既に調べていると思いますので、そういう情報をつかんで、文献から類推して高度を飛ぶかを予測していただいて、それに応じた高さの感知できるバットディテクターを設定する必要がありますので、検討してベターな方法を取っていただきたいと思います。

【参考人】

最新機種を用いる点は、まさにそのとおりだと思いますので、情報収集し、検討してまいりたいと思います。

低い飛行高度を飛ぶコウモリですが、渡りの飛行高度の知見がないと思っています。今回調査することでその種は周波数が違いますので、周波数の違いから高いところを飛んでいる場合があるのかどうか考察できるかと思っています。調査結果から考察したいと思っています。

【野口委員】

白石市からの意見で、水源涵養保安林、かなり事業用地に多く含まれている、実際そのとおりになっていると思いますけど、それに加えて私は水質が専門ではないのですが、気になりましたので御指摘させていただきます。白石市のほうで水道水源保護地域というものを設定されているようです。方法書に取水口の記載がありますけど、どうも白石市さんの記述を見るとそれ以外にも小規模な水道の取水口などがあったりする。あるいは農業用水の取水口があったりするように見受けられる。そのようなものもきちんと調べていただいた上で評価することが必要と思われるので、そちらも是非よろしく願います。

【参考人】

個人の細かいところまでというのはある程度難しいところもありますけど、区長さんとか市とかそういうところにヒアリングしながら、可能であればアンケートみたいなことも考えたいと思います。

【野口委員】

少なくとも白石市の水道水源保護地域は市に聞いていただければ分かるかと思imasuので、先ずその確認はしっかりすべきかと思imasu。

【参考人】

ありがとうございます。

【山本会長】

温室効果ガス，グリーンハウスガスに関しては対応を準備書でやっていただけるということで大変ありがたいということです。ただし，事後調査，確定値，最初のところはかなりおおざっぱな予測値になるかと思imasuけど，工事が終わった事後調査の段階でもう一回評価が，どのくらい確度が高かったかということを確認していただきたいと思imasuので。その点いかがでしょうか。

【参考人】

ありがとうございます。御指摘のとおり，やりたいと思っております。

【山本会長】

もう一点，白石市のエナジーパーク構想，まだ構想段階ということ。これは分かりました。前に確かお聞きしたかと思imasuけど，これは補助金申請の対象となっている計画だったかなと思imasuましたが，違いましたか。

【参考人】

エナジーパーク構想については色々情報が迷走しているというか，色々な情報が出ていますが，あくまでもエナジーパークという一つのアイデアがあっただけでございまして，これが補助金の対象になっているという事実は現在のところはございませぬ。ただ，これが将来的に対象になるかどうかという点，私は否定することも，御説明することもできる立場にございませぬ。

【山本会長】

ということは，立場にないとおっしゃいましたけども，例えば他の省のモデルケースですとか，こういうところに出せば補助金対象になるかな，というそういうスタンスは全く無い，という考えでよろしいですか。

【参考人】

エナジーパーク構想がもし現実のものとして進んでいくのであれば，私共のような事業者，再エネ事業者だけではなく，自治体の方が主導となっただかかないと決して前に進めていけるものではないと思imasu。私共が一事業者として将来あるかもしれないその何らかの補助金，政府の補助金の対象となるような事業について，今私が説明させていただく立場にないという意味でございませぬ。将来においては何か素晴らしい，再生可能エネルギーの施設を地域の発展に使っていただけるようなことが現実となること

もあるかと考えます。

そういった際には、何か補助金の対象となる可能性も否定できないものでございます。

【山本会長】

最初にもおっしゃっていただきましたけども、少なくとも例えば、申請できるかもしれないと、そういう具体のこともありましたら随時、速やかにこのアセスの審議会に出していただくことができると受け取ってよろしいでしょうか。

【参考人】

私達のアセスの審議をしていただく時間軸の中で具体的にになった場合には当然のことながら御報告させていただけるかと思いますが、時間軸があわなくなってしまった場合には、何らかの私どもが把握できる情報を報告できると思いますが、きちんとこの席上で報告できるかどうかは、すみません、私としては定かなものはございません。

【山本会長】

その点に関しては、必ずしも必須の状況というふうには、前にもそうでしたけどそう受け取ってはいないのですが、万一これが多少時期はずれても重なって行われるような工事になりますと、別個にしてしまうとこちらはアセスの対象とならない可能性も当然あるわけで、ただ多少でも時期があって進行することになりますと、実はアセスの対象となる項目を考えなければならないということがあるということは念頭に置いて対応していただきたいと思います。

【参考人】

ありがとうございます。私共で把握できることがございましたら、事業計画なり事業の指摘について把握できるものがございましたら、県の担当者様と情報共有させていただきます。

【石井委員】

白石市長の意見、読むとどう逆立ちしても白石市に風力発電は作って欲しくないと言っているようにしか思えないのですが。やはり一番気にしているのは景観ですよね。もちろん白石城から見えなきゃ良いつてわけでもない。風車がぐるぐる回っているのを見て、いいなあと思う人となんて目障りだという人と、数が半々くらいかも知れない。将来的に、白石市長が言っているのは、風力発電計画が盛り上がってできあがった後、白石市民があんなもの認めるのではなかったと言ふときは既に遅いのではないかと、また、自分のところだけではなく、他の計画しているところと協力して景観がどのようになっていくのかを一緒に考えないと、最終的に景観が悪くなってしまつてはまずいと市長は考えているのでは。そこら辺、自分たちのことだけ考えてこうではなく、他を踏まえないとまずいのではないかと気がするのですよね。白石城から見た重大な影響、凄く危惧しているのですよね。この辺をきちんと汲んであげないと、だめだと思うのですよね。

【参考人】

御心配、御意見の通り、市長意見本日コピーいただきましたが、累積的な環境影響について御懸念を示されていることについて承知しました。今後、他事業者の方と情報共有しながら累積的影響についてもきちんと評価して対応を検討したいと考えます。

【永幡委員】

白石市長意見の騒音のなお書きのところですけども、もっともなことを言っていて、地元の人が思い描くことが難しいと判断されてしまっているの、分かるような形で音にするなりして環境コミュニケーション取るときにはちゃんと分かってもらう形でやってください。振動の体感はよく分かりませんが、少なくとも音についてはスピーカーを使って耳で体感できるはずから。その辺はちゃんとやるようにお願いします。

【参考人】

可能な限りこちら対応させていただこうと思っております。

【山本会長】

それでは他に、無ければこの審議を終わらせていただきたいと思います。参考人の方、どうもありがとうございました。

<参考人（事業者）退室>

（休憩 5 分）

【山本会長】

これから答申の形成に入ります。事務局から説明願います。

【事務局（渡邊技師）】

資料 1-5-1, 1-5-2 について説明。

【山本会長】

それでは答申案の形成に入りたいと思います。御質問、御質疑。

【太田委員】

たいしたのではないのですが 1(1)の 1 行目。「保安林が」と書いてあるのですが、一番下の地形地質のほうは保安林について書いてないのですが、保安林には土砂災害防止保安林ですとかありますけど、実際には本編の 169 頁を見ますと、ここの保安林は全て水源涵養保安林なのですよね。ですから水源涵養保安林とするか、或いは 2(3)の地形及び地質様々なものを含めて「保安林等が」とするか、どちらかにする必要があると思います。水源涵養保安林のことだけだとすると限定的すぎると思うのですよね。

【山本会長】

今おっしゃったのは文言についてということで、御提案としましては、1行目の「重要な森林である保安林等が」あるいは「水源涵養保安林等」、「等」を入れれば良いということではないのですか。

【太田委員】

水源涵養保安林しか地域にはかぶっていないので、水源涵養保安林の時は「等」を入れなくて、「保安林等」とすると2(3)も全部含めた意味となって。私はそっちが良いと思います。

【山本会長】

では、「保安林等」ということで。

【石井委員】

放射線量のところですけど。単に「放射線量の調査をすること」ではなくて、今日も言ったように、そうではなくて「事業の実施によって高線量の場所ができるかどうかの調査を行う」と言ってもらいたいのではないのでしょうか。今のままだと、測って、「はい終わりでした」となってしまう。高いところ、取り除けば良いという話になっているのですね。案外、ホットスポットが彼らのところじゃないところにもできる可能性も、或いは土砂の問題だって結構流れやすい状況等々考えると、表面が細かい高線量の粘土が流れてきてホットスポットを形成することも踏まえて調査する。このように書いていただきたい。そのようなニュアンス。

【山本会長】

それではここで、空間線量率の高い、空間放射線量が良いですか、空間放射線量の高いところがあることから、事業実施によって高線量地域が形成される恐れがある。そのことを念頭に置いて調査をして欲しいと。そういう趣旨。

【石井委員】

本事業の実施によって高線量地域が形成されることも踏まえて調査すると。色々なことを含むようにしたい。

【山本会長】

それでは、今おっしゃったことをまとめますと、対象事業実施区域内には空間放射線量の高い場所もあることから事業実施によって高線量地域が形成されることも踏まえて放射線の調査を実施すること。あと、もし細かいことがありましたら、後からまた。

【平野副会長】

配慮書段階の答申と見比べているのですが、特に、概ね同じなのですが景観だけトーンが弱まっているので、ゼロ回答してきたのにトーンを弱めては絶対いけないので。より強くしたいくらいなのですが。少なくとも配慮書のコピペはしていただきたい。配慮

書段階の答申はもっと明快に白石市長の意も汲んで、景観に関しては白石城天守閣の眺望景観の影響については回避を前提として検討することまで言っているのですよ。

【事務局（渡邊技師）】

御指摘を踏まえて、配慮書段階と改めて比較してトーンは変えずにとというということ
で。

【平野副会長】

少なくとも同じにして下さい。本来であればゼロ回答してきているので、もっと強くしなければならぬくらい。イメージとしては彼らが本当に軽減を考えているのであれば、多少軽減して配置計画を検討して影響が小さくなって、これで進めていきたい
とかと思ったら、なにも変わっていないですね。それなのにトーンが弱まるのはこの
審査会としてはありえない。より強くするべき案件と思いますので。

【山本会長】

同等程度で、ということですか。

【平野副会長】

同等以上でやりたいです。

【山本（和）委員】

先程の議論のように視野角を大きく取る手法自体を明言したい。あと県立自然公園と
か観光資源という価値を、非常に価値の高いものであるということを前提に特段に配慮
することという言い方を加えていただきたいと思います。

【山本会長】

わかりました。これは少し文言を揃えるには時間がかかりそうですので、先生方のほ
うから文案、御意見をいただいて、それでやるということではいかがですか。

入れる内容としては、視野角をとる、観光資源としての価値をきちんと入れる、観光
資源としてという時に白石城だけを特段に取り上げるか、それとも観光資源としてとい
うことで広げた形でやるかということについては。

【山本（和）委員】

全般的事項で述べておくべきだと思うのですが、この委員会で、先にゾーニングマッ
プを確認したという事実を盛り込んだ方が良くと思います。そのゾーニングの中で、そ
ういう意味では、あまり立てては欲しくない場所ということは明確になっているのです
ね。それを(1)で明言すべきだと思います。それを前提にしてエリアとして対処して欲し
い旨を景観(5)で強調して整理をかけたいと思います。

【平野副会長】

一丁目一番地は、県の強制力はないですが、風力発電の地図でやめて欲しいゾーンが、かなり白石城域には入っていましたけど、それが含まれているから細心の注意をもって軽減せよ、みたいなことをきちんと書かなければいけないと思います。

【由井委員】

白石市長の意見、全般 1(1)はゾーニングマップによれば法的・地形的に重大な制約があるということが書いてあって景観のことが書いてないような気がするのですが大丈夫ですか。

【平野副会長】

大丈夫ですよ。いいです。

【由井委員】

でもゾーニングが大事だと言って景観のことが書いていない。宮城県の最終版、当時3万6千キロワットだったのが22万キロワットに拡大したそうですが、最終版で景観が入っているのですかね。

【山本会長】

ゾーニングマップには景観は入っていないくて、主に風況とか地形的なことがメインなのです。ですからある意味では、ゾーニングマップが言っていることがそのまま環境アセスのこの会議場でまったく重なるわけでもない。

【太田委員】

地質とか水質とかに関わってくるでしょうけど。

【由井会長】

少なくとも、条件で考えると問題があったり、大丈夫そうだといいところがあったり。アセスのところでは更にプラスアルファのファクターが入ってきて、それでもできるのか、どうかという。あるいは安全だと言われているけど問題があるよ、といった他のファクターとして出てくる可能性がある。そういう認識でよろしいかと思います。どうですか、事務局。

【事務局（川端技術補佐（班長））】

そうですね。

【太田委員】

山本会長がおっしゃっていたエナジーパーク構想の話、ないって言いつつ怪しい状況で、全般的事項の1(3)のところでも累積的な影響の話が出てきてますよね。ほかの風力発電事業等となっていますが、そこをぼやかすというか、広げておいて、もし他の構想が後から持ち上がったところで配慮することにできないのですかね。

【山本会長】

つまり、他の風力発電事業のところに、他の事業をいれると。風力発電事業ではなくて他の事業としたほうが良いということになりますね。

他にありますか。この点が欠けているとか。問題があるとか。

ゾーニングマップの時点からの話を全般的事項の中にきちんと入れる、それから景観に関してはもう少し明確に文言を入れていくと、この2点が。

【平野副会長】

やはり、見比べましたけど、動物のところも稜線改変なのでニホンカモシカ、サル、イノシシ、クマとかの生息を尾根部が改変されることでこれらの生息環境が変化する云々とかかなり強いことを配慮書段階で述べているのに、これが無くなっている。白石市長意見みたいに配慮書段階から足すということをしなないとまずいと思います。

【野口委員】

先程太田先生から御指摘があったこと、緑化の際に外来種の移入による影響を低減する措置を講じることという部分の指摘を入れても良いかと思います。

おそらく植物になるかと思いますがね、はい。

【山本会長】

内容を言っていたら。

【野口委員】

そうですね、技術ガイドなどではやはり植栽や緑化に使用する植物種は事業実施区域や周辺地域の個体への影響を及ぼさないように、材料を十分検討するといった文言が入っていますので、そういったところで検討していくのが良いかと思います。

もし必要でしたら詳細は後ほど調整させていただきます。

【山本会長】

ではそのように、野口先生から文案を出していただいて、たたき台にして作っていくと。

【野口委員】

はい。

【山本会長】

景観に関しては。

【平野副会長】

配慮書と同じで良いかな、かなり強く書きましたので。更に強くする必要はないかな。

【山本会長】

景観，植物，ゾーニングマップを入れた項目，これらを全般的事項，或いは個別事項のところ足してもう一度文案を作って先生，委員の方にメールですか。動物の件も。再確認をして，で作ると。ということでよろしいでしょうか。

それでは，案をお回しして御意見をいただいて再修正をして，という作業を私と事務局でやらせていただきます。ということで一任いただけますでしょうか。では，よろしくお願いたします。

それではこの件に関しましてはここで終わりにしたいと思います。

【山本会長】

続きまして、審議事項（２）『オニコウベ発電所建設事業 環境影響評価方法書について』です。参考人の方をお願いします。

＜参考人（事業者）入室＞

それでは、審議を始めたいと思います。本件に関しましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分との審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（渡邊主任主査）】

資料 2-1, 2-2 について説明

【参考人】

資料 2-3, 2-4 について説明

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、委員の方々からの御質問、御意見をお願いします。

【石井委員】

鬼首の近くというのは比較的宮城県の中でも放射性物質により汚染された地域です。工事を見ると、工事したあと雨が降ると、基本的には、汚染土があらわとなった地表を流されてホットスポットが形成される。そういったホットスポットの調査、工事やればこれだけできるだろうという調査を加えて欲しいですね。

図面を見ると池を作って、そこに降った雨とかが集まります。そういうふうなところに恐らく集まるから、良いかもしれない。それをしっかりやらないと、違うところに、周りの田んぼに行っちゃう。現在でも田んぼの端にホットスポットがある。だからそれをちゃんと調査することをお願いします。

【参考人】

ありがとうございます。今いただいた意見、準備書で検討して記載に加えさせていただきたいと思います。

【石井委員】

0.23 マイクロシーベルト以下だから、いいやということではない。0.1 マイクロシーベルトと低くても高いところを作ってしまうので。そこら辺は注意してください。

【参考人】

承知しました。御意見賜りました。

【由井委員】

本編の 2-3 頁の空中写真があるのですが、それとその 2-7 頁の土地利用計画というのか現況図、残置森林が書いているのですが 2-3 頁の写真ですと北西側が、これは全部ススキのように見えるのですが。それともゴルフ場の跡が見えているのですかね。森林があるのかないのかよく分からない。現状はどうなのですか。

【参考人】

今おっしゃっていただいた北西方向のゴルフ場なのかススキなのか判別がつかないとのことですが、こちらは図 2.7 で申し上げるところの黄色いところは今ゴルフ場のコースとなっているところでございます。緑色となっているところはススキ原でもあり、ちょっと樹木が散在しているような現況。

ここはゴルフ場を作ったときにも手を付けてないところでございます。

【由井委員】

何年前にゴルフ場はやめたのですか。

【参考人】

確かゴルフ場が止まったのは、3 年くらい前だったと思います。

【由井委員】

3 年前だけど、北西部はゴルフコースになっていなかった。でも一回伐採した跡ということですね。

【参考人】

そのとおりです。

【由井委員】

2-7 頁の利用計画の濃い緑の残置森林、森林となっていますけども黄色いところ施設用地となってススキのですね、北西部の。現在の土地利用目的というか、土地区分はなんですかね。

【参考人】

現況はゴルフ場のコースであったり、コース間森林であったり。

【由井委員】

北西部の緑の森林の現況は、森林なのか農地なのかその他なのか。

【参考人】

濃い緑のところはススキ原として現在そのまま存置されているところでございます。一応そこも昔の三菱さんが土地をもっていて、当社が買っておりますので今回の開発エ

リアとして設定していますが、全く手は入れない区域でございます。この濃い緑と黄色い線とのぎざぎざがなっていますが、ここが自然公園法の三種区域(※第三種特別地域)と普通区域(※普通地域)の境でございます。

【由井委員】

三種の方は、濃い緑でよいのですね。

【参考人】

はい。

【由井委員】

今説明いただいた一枚紙、要するに第三種地域の指定になっているところは濃い緑のところだけでよろしいですか。

【参考人】

はい、そうです。濃い緑とその下にある残置緑地となっている黄土色というか、ここも三種区域(※第三種特別地域)でございます。ここはワラビを栽培していた、以前はされていたとお聞きしております。

【由井委員】

分かりました。ススキの場所なのですが、3-76 頁に現存植生図があるのですが、これの第三種地域をくくった箇所、3-81 頁ですかね。特定植物群落なのですよ。これは多分ススキ原を指定しているのですよね。「鬼首のススキ草原」という注釈が 3-81 頁に書いていますね。

【参考人】

図上で昔のですね、古い資料しかなくて既にゴルフ場になっているところにつきましても県の資料ではこのように着色がなされていて、それをそのまま使っています。

【由井委員】

特定植物群落がいつ指定したかによるのですよね。ススキになったから指定したのか。もともと指定したところにゴルフ場ができる、不思議なことですね。どっちなのか。それによってこの管理が、どう自然に配慮するということが決まるわけです。ススキがあつて特定植物群落の指定であれば大事なのでここはいじれない。指定とか解除とか現況がどうなのか、なかなか読み切れない。

【参考人】

特定植物群落が指定されたのは環境省の第 2 回自然環境保全基礎調査の時代です。今から 30 年以上ほど前の時だと思のですが、その時に指定されていまして、その後にはゴルフ場開発がなされて今に至るという状況です。

【由井委員】

不思議ですね。環境省の調査があってゴルフ場が。非常に不思議なのですよ。何故そのようになるか分からないのですが、そういうことからいうと、ここにソーラーができて自然環境保全上は、植生群落保存上は表面的には特に問題ないということになりますね。

【参考人】

そうですね。

【由井委員】

分かりました。そこまで分かったのですが、それで例えば、ススキ野は多分二次的なものですが日本で減ってしまっていて、今そこに依拠している希少な野生動植物が沢山いる可能性があるのですよね。書いてないですけどオオジシギが確実にいると思うのですけど。文献には載っていますけどね。しっかり調べていただいて、どう保全するかは非常に難しいですけど。南側の使わないところに誘致するとか、もし、いた場合にそのようなことを考える。その関係ではですね。どういう鳥がいるか、昆虫も沢山希少種がいると思いますので、それを調べるについてこの方法書では例えば5-33頁の鳥類ですけども、ここでラインと定点があるのですが、開発されるエリアの北西側の大崎市（※地図上の文字）の下部分もソーラーになる。その辺に定点とかラインがないので、やはり植物は全域調査と書いてあるのですよね。鳥はあまり大事なところが見られていない。増やして欲しいのと、昆虫に関しても5-37頁、同様にススキ野、ソーラーになるところ大崎市（※地図上の文字）の周辺、殆ど調査ステーションがないのですよね。ここもやはり増やす必要があると思っています。この図の調査事業区の下の方にSt.6という赤くなっているところ。ステーションの左の選定理由がススキ草地となっていて、対象事業実施区域内のと書いてあるのですが、区域外ですよね。

【参考人】

はい。そこは（区域）外の誤りです。

【由井委員】

（区域）外ですよね。ここも植生図を見るとススキ草原なんです。まあ、対象区として調べようとしてると思うのだけど、それは良いのですが、肝心の中の大崎市（※地図上の文字）の周辺がなく、やはりそこは調べる必要があるのです。よろしくお願いします。その関係で5-43頁に生態系に関わる予測のところ、真ん中の付近調査の手法のところ上位性でオオタカと典型性で哺乳類や鳥類、植物群落とありますけどチョウも絶対やるべきだと思うのですよ。それをお願いします。あとは、5-29頁に鳥類の調査時期が書いてありますけども、ここでは夜間調査が入っていないです、見えないですけども。夜間調査予定しますか。

【参考人】

はい。予定しています。

【由井委員】

どこかに書いていますか。

【参考人】

文章にはなっていないのですが、基本的には毎回夜間調査を予定しています。

【由井委員】

よろしく申し上げます。以上です。

【野口委員】

今、土地利用のことと特定植物群落の話が出ていましたけども、2-16 頁ですね。複数案の検討をなされているところがあるかと思うのですが、この中で第 2 案以降は「第 1 案からススキ群落を除いた区域とし」と書いてあるのですが、3-81 頁のほうの特定植物群落のススキ群落の区域とは明らかに重なっていると思うのですが、いったいどのようなことでしょうか。

【参考人】

こちらはですね、先程ちょっと申し上げたように、2-16 頁で申し上げているススキ群落を外し、ということは現況でススキが残っている範囲を除外したということの意味合いで記載しておりまして、実際にススキ群落として指定されているというのは、もう二十数年前にゴルフ場ができたときにススキ群落はなくなっている状況ですのであくまで現況ベースで話していることとございます。

【野口委員】

おっしゃっている意味わかっていらっしゃるでしょうか。複数案の検討では「レッドデータブックに記載されている希少な特定植物群落」と書いていらっしゃるのですよ。レッドデータブックの指定はこの特定植物群落全体を指しているわけですから、まだその分は外れていないわけです。あからさまに事実と異なった記載をされて良いのかということです。

【参考人】

すみません。ここで議論しようと思うわけではないですが、図書の記載の違いについてまで私共がそこを負わなければならないのでしょうか。

【野口委員】

どういう意味ですか、御質問の意味は。

【参考人】

今おっしゃっている、レッドデータブックに載っているものは、既にゴルフ場になってしまっている部分もそのような色塗りが未だなされているということを申し上げます。

【野口委員】

その部分は厳然として、今でもレッドデータブックの群落の範囲なのですよ。なぜなのかというと「元々そうであったから」だと思います。ゴルフ場の時にどの程度改変されているか分かりませんが、この中でも植林地となっている部分、樹林地となっている部分もあるかと思います。そういった部分であれば、もともとススキの草原は人の手が入って管理されている植生ですので、樹林地になっている場合であれば、適切な管理をしてあげれば、ススキ群落に戻る可能性というのも、ポテンシャルを持っているところなのですよ。こちらにレッドデータブック本文があるのですが、これを見ますと、「牧草地や植林地、ゴルフ場などに利用されていて保護対策が必要である」と書いてあります。改変されていることは把握されているわけですが、それをもってなお、それ以上、開発が進まないように、場合によっては、もちろん予算の問題等あるかと思いますが、可能であれば植生を元に戻してあげられるということがあってこの指定になっているわけです。そのことを全く考慮していないのはどういうことかと思いますが。

【参考人】

申し訳ありません。そういう認識を欠いておりました。今いただいた御意見、よく考えまして、これから反映させていただこうと思います。

【野口委員】

ということは、基本的には現在特定植物群落となっているところを開発範囲から外すということよろしいですかね。

【参考人】

そういうことではなく、ゴルフ場になっているところに関しては利用させていただくつもりは変わらないのですが、そういうポテンシャルのある土地が残っているということであればお聞きしたような形で保全していくということです。

【野口委員】

そうですね。植林などの場合はポテンシャルが残っていると思いますが、例えば土地の造成などを伴うような大きな改変をしてしまうと、それは絶対元に戻せませんので。基本的にはその部分の開発を回避するという以外にその部分の保全をする方法はないと思います。そのことを先ず考えていただく必要があるということですね。

【参考人】

今後検討させていただきますので。ありがとうございます。

【平野副会長】

素朴なことを聞きますけど、カルデラの風光明媚なところにソーラーパネルが、と正直思いました。自然公園，国定公園ですよね。自然公園法の目的，御存じですか。

「この法律は，優れた自然の風景地を保護するとともに，その利用の増進を図ることにより，国民の保健，休養及び教化に資するとともに，生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」とあります。

当該地域，普通地域でございますが，自然公園法の目的に合致したプロジェクトであると御認識ですか。

【参考人】

今おっしゃられたことは，かねてより色々検討してきたところでございまして，規模の大きい事業でございますので，色々な案を，景観といったものは当然重要視されるだろうから，それを十分に配慮して計画をしてくださいということで長い時間をかけて検討してきたところでございます。

【平野副会長】

どなたに言われたのですか。

【参考人】

宮城県の色々な課，所轄さんとも色々お話しして，今現在に至っているという状況でございます。

【平野副会長】

合致しているプロジェクトかどうか，イエス，ノーで答えられる質問ですが。

【参考人】

ということであれば，イエスと答えたいと思います。

【平野副会長】

合致しているのですか。ソーラーパネルを並べることが国民の保健，休養及び教化に資するとともに，生物の多様性の確保に寄与することができるのですか。

【参考人】

そういうふうになるように努力してまいります。

【平野副会長】

本当にそういう認識でいらっしゃる。それはとても良くないことだと思うのですが。わかりますか。要は自然公園法の趣旨に反したものを普通地域だから，法的にやれるか，やれないかでいったらやれるのですよ。でも趣旨からいったら普通地域は農村集落や山村集落等々があるので，人々の暮らしの影響を考えてやっているのです。大規模な開発を予定しているものではないはずですが。ここにゴルフ場があるのもかなり怪しい話ですが，そういう意味では，法的にはできる，できないかでいったらできるけども全体の趣旨等々

まで含めると本来はやるべきでないところにやらせていただいているというスタンスで考えていただくべき案件のような気がするのですがいかがですか。

【参考人】

おっしゃるとおりです。申し訳ありません。趣旨、分かりました。

【平野副会長】

そういう意味でちょっと、色々な項目に対する調査のやり方が全般的に、私、景観が専門ですが、皆さんの話を聞いていると、もっと丁寧な調査をして、影響が小さくなる低減策を講じていただきたいと基本的に思っています。ただ、景観でいいますと、もっと視点場を増やしてください。視点場を増やしてください、少なすぎです。ここ、観光地でございますので基本的には国道沿いも沢山車、通りますし、特に夏場。スキー場の冬も夏も結構な人が集まっています。今、リフトの夏営業は分かりませんが吹上高原のキャンプ場も予約なしで行けるキャンプ場として宮城県ではとても有名でございます。私も何度も行きましたけど。(調査箇所を)一箇所ずつしか入れてないとかですね。もっと徹底的にあらゆる箇所から見た景観が少しでも低減するように、低減するには周辺の木を残してくださるとのことですので、相当見えない場所が増えていると思うのですが、見えないかどうか確かめてみないと分からないので。場合によっては植林等々も木が弱っているところは、目隠しの林をきちんと維持し続けていただくとか、そういう徹底した低減策をとっていただくためにはかなり子細な検討をしていただく必要があると思っています。通常は、可視不可視分析などをやっていただくのですが、地表面の標高だけの話となってしまいますので、このケースだとそれが適用できませんから、相当多数の箇所からきちんとフォトモンタージュを作ってください、その上でここはちょっと造林して、林を補強しないとまずいとかですね、そういう検討を進めていくためには、4点とか5点とかのフォトモンタージュではそういう低減策はとれないと思いますので。是非徹底したことをやってください。これ、景観に限らず全てだと思いますけど。分かりましたか、国定公園で仕事をするとするのは多分そういうことです。普通地域は本来そこで生業を営まれた人達に不便を与えないようにするための地域指定であって、こういう大規模開発を前提としたものではないということを再度認識いただければと思います。

【参考人】

承知しました。御意見、ありがとうございました。

【伊藤委員】

方法書の3-38と39頁に関連して、お聞きいたします。こちらで重要な地形について抽出されていると思いますが、こちらで抽出された重要な地形というのは具体的にどれですか。

【参考人】

重要な地形地質として想定しますのは鬼首カルデラに位置していますので、鬼首カルデラとしております。

【伊藤委員】

鬼首カルデラを重要な地形として認識されているという御回答ですか。

【参考人】

そのように認識しております。

【伊藤委員】

ありがとうございます。私はこれを読んで、レッドデータブックで挙げられている栗駒山麓の火砕流地形と湿原ということで、3-39頁でいきますと栗駒火山群として想定されているのではないかと思いますもう一度確認しますが、御社が重要な地形として想定して今後調査を行おうとしている地形はどれですか。

【参考人】

栗駒山麓の火砕流地形と湿原、レッドデータブックで把握しておりますので、そちらも想定しておりますが、対象事業実施区域には存在しないということで書かせていただいているということではございます。考慮していきたいと思います。

【伊藤委員】

ありがとうございます。鬼首カルデラ、先程重要な地形として認識しているということですが、そうではないという。そういう御回答だと思いますが図 3-17 に示されていますが、鬼首カルデラなのですけど、日本の典型地形というかたちで国土地理院が取りまとめています。基本的には日本の地形レッドデータと同じような形で同じような調査をして取りまとめています。そちらによりますと、鬼首カルデラは、火山活動による典型的な地形が認められる地形ということで指定されています。ということですので、最初に御回答いただいたように対象事業実施区域が全部重要な地形であるという認識でいただきたい。いかがでしょうか。

【参考人】

おっしゃるとおりかと思しますので、今の意見を参考にしながらとりまとめを進めていきたいと思えます。

【伊藤委員】

今お話しした日本の典型地形というのは、地理院地図 WEB でも公開されていますので簡単に確認することができますし、もし図 3.17 のこれくらいのスケールで見ていきますと、他にも対象事業実施区域付近にも日本の典型地形が存在していますので、副会長からもお話ありましたけど、事前にかなり慎重に調査していただいて、その上で、本当にここでやっていいのか、やるのであればできるだけ影響が少ない方法はどうか、

という形で進めていただかないと色々な方々の賛成が得られないような事業となってしまうのではないかな、と思います。

【参考人】

ありがとうございます。今一度検討の上、進めてまいりたいと思います。

【伊藤委員】

今度は3-121頁から122頁に相当する図のところ、少し聞かせていただきたいのですが、災害防止に係る指定地域等の状況を取り上げられておりますが、こちらですと砂防指定地ということで土砂災害のもので指定がされていますが、事業の実施区域は外していると思うのですが、但し、土砂の流出もそうなのですが、地表流もコントロールしようとしているのは分かるのですが、色々な伐採したときに地下に浸透した水の動きもあるのですよね。その動きはなかなか上手く把握できないことを考えると、砂防指定地ぎりぎり当たってなければ良いということではなくて、バッファーを取って、そこに影響が出ないように工夫される必要があると思いますが、いかがですか。

【参考人】

おっしゃられたこと、指定地域ですけれどもバッファゾーンという意味合いで申し上げますと他法令の話ですが、森林帯を設けて、その中でやっていくという敷地境界ぎりぎりまで土地を使ってやることは考えておりませんので、今いただいた意見を参考にしながら確実にやっていきたいと思っております。

【伊藤委員】

図2.4(1)とか雨水排水計画において施設用地も比べながら見ていくと、結構ぎりぎりまで展開されているように見受けられたので今のようなお話をさせていただけてます。また、御社が災害関連について色々検討されているというのは最初のほうの頁を見れば分かるのですが、更に十分な範囲が必要なのではないのでしょうか、という話をさせていただいています。そもそも北西地域を入れるかどうかという議論もありますが、少し地域を狭めていくことも含めて検討いただければと思います。

【参考人】

ありがとうございます。その辺も含めて検討を進めてまいります。

【太田委員】

動物の調査方法等のところ5のあたりなのですが、両生・爬虫類に関して文面では任意観察法とするようになっていて5-35頁にある地図では、特に何のプロットとかもないですよ。鳥類とかステーション、ポイントが設けられている。魚類に関して同じ地図に5-39頁ですか、川筋とあと池、特にステーションあるのですが、川筋がずっとある中で、どこでやるか特に両生類、爬虫類の場合、何の指定もない。しかも文面は任意観察法とするところあるだけなので具体的な調査はどうやるか分からない状況です。これ、配慮書ではなく方法書ですのでもう少し具体的に調査法を書いていただかないと。景観

に関しても粗いということでしたけども、この辺も計画、調査方法をきちんと示していただかないと評価できないということになります。

【参考人】

御指摘の件、実際には両生・爬虫類になりますと特に両生類に関しては水域の調査が大事ですから、ため池ですとか沢沿いですね。こういった環境を全て網羅して踏査することを考えております。具体的に踏査ルートというのは予め設定し難いこともございましたので、図には入っていないですが基本的には全域を網羅的にやる、そういうスタンスでやる予定です。

【太田委員】

現実問題として、もとゴルフ場だったというところで、通路が残っていると思うのですよね。そういうのがルートセンサスする時には歩きやすい。そういうところを爬虫類、ヘビとか中心として地上を徘徊する場合にはですね、草むらよりもやはり土壌のほうが発見確率が高いのでそういうのも利用するのが効率的だと思います。鳥のほうでありましたけど、夜間調査、爬虫類もそうですけど特に両生類、大事です。繁殖シーズンの夜間調査を是非やっていただきたいな、と思います。あと文献調査で載ってないのは仕方がないのですが、この地域、もともと宮城県にはトノサマガエルがいないということになっていたのですが、昨年記録がでまして、中山峠のところでぎりぎり宮城県内のエリアで発見されていますので、二次メッシュレベルですと同一地域に入りますのでいないとは思いますが、一応留意いただきたいと思います。

【参考人】

ありがとうございます。トノサマガエル、トウキョウダルマガエルの分布についても私ども注視したいと思いますので、もしそういうものが採れたらサンプリング含めて検討したいと思います。

【平野副会長】

会長に質問なのですが、この場所は3年前にゴルフ場が廃業して今自然回復中のわけですよね。色々な植生が入り込み、動植物も移り、そういう動的な状態に入りつつあるという、どの時点の環境を基準に評価すれば良いのか。事業者の話を聞いているとそもそもここはゴルフ場ですから、少し気になったのですが。ゴルフ場として自然環境がほぼない、という。今回のソーラーパネル事業、何の問題もありませんという世界で。本当にそういうことで良いのか。確認したいと思います。

【山本会長】

今私に聞かれても、と思いますけど、ゴルフ場の跡地を使ってソーラーパネルの発電をするというのが今全国で結構数多いのですよね、その際にどの時点のゴルフ場、できる前というわけにはやはりいかない。ゴルフ場ができて閉鎖した時点でどうなのか。現況は、例えばゴルフ場の芝がメンテナンスしていないので、例えばススキが少し回復しているのかも含めて、まずは現状調査のところから入っていくのが、これは基本

ではないかな、と思います。もう一つは、こういうところは廃棄をした時点では、多分かなり広大な土地であっても土壤汚染法の適用を受けてないと思うのですよ、猶予、除外地域となっていると思います。そこに手を入れることとなったときに多分、調査、例えば土壤汚染法による大きな土地の改変に従って、調査をしなければならないという、そういうことは入っていないでしょうか。ちょっと事業者の方どういうふうには押さえていますか。かなりのヘクタール、300ヘクタール超えていますよね。数十ヘクタール以上のところで土地の形質が変わる時、これは調査をしなければならないこととなっていたと思います。事務局どうでしたか。通常のランニングしているときはいらぬはずで。大抵の地域は、その地域の人達と・・・じゃあ事務局。

【事務局（川端技術補佐）】

土壤汚染対策法では調査をしなければならないのは水質汚濁防止法に基づく有害物質を扱うような特定事業場、特定施設があった場合には、そこに直結することがあるのですが、そういうものが無い場所に関しては3,000m²以上の土地の改変、形質の変更があった場合に届出をしなければならなくて、なにがしか汚染の情報があれば、命令が出て調査をすることとなっていますので、特に今の時点で届出をしなければならない、切ったり盛ったり合わせて3,000m²以上なので届出は必要かと思いますが、調査をしなければならないというふうにはならないとかと、今の時点で判断できないかと思いますが。

【山本会長】

分かりました。前にゴルフ場の農薬使用の件で、地域で協定みたいなものを作って、一定のレベル以下であると。普通は運営している間は大抵報告しているのですよね。そういうデータってありますか。

【事務局（川端技術補佐）】

ゴルフ場での使用農薬については病虫害防除所に報告等なされるけれども、土壤汚染対策法で調査命令を出す場合というのは、決まった物質を使用したという明確に分かった場合に出しますので、そこら辺の情報がないとなかなか命令というものは出ないということだと思います。

【山本会長】

分かりました。そういう基本的なところで命令出すのは県だったと思うのですが。そういうことも念頭に置いていただいた方が良いかと思います。他の県の例で詳細な調査ではないけれども実質的に（土壌や水質の測定値を）出せば、あと詳細なものを免除される例もあったのではないのでしょうか。念のために確認させていただきました。

あとついでですが、他のソーラー、ゴルフ場だけではなくて、転換したところで、光害の問題、若干引っかかるかと思うのですが。

産業廃棄物のところに書いてあるのですが、ソーラーパネルの破損とか廃棄にしたがって、20年とかずっと使われ続けるだけではなくて途中色々アクシデントがあるわけです。最後に使い終わりましたら、それに対する廃棄物だけではなく有害物質の漏出に対する対応。

それから温室効果ガス、ライフサイクル CO2, そういう考え方で、事業を立ち上げて、終わらせるまで、どのくらいの温室効果ガスを出すかというという予測評価を他の事例ではやっているのも見られます。その点全く触れられていないのでその点についてお聞きしたいと思います。

3点です。光害っていうのは「ひかりの害」です。

【参考人】

光の反射ですけれども当然それはこのシステムの設計の中で、太陽電池の方位、角度から所謂、住民が居住している区域に反射光はないと思います。それは事前に検討して進めていくこととなっています。

【山本会長】

ただ、これ地形的に見ますと東南側、北西側が山になっていて、住民の村落側に向けて、やらないと光とれなんじゃないかと。

【参考人】

太陽電池は基本的に南向きに向けますが、設置角度は積雪地なので 30 度付けます。そうすると一般的に太陽光は地上よりも上に反射しますので、通常の南向きの設置については害が少ないと思っています。

【山本会長】

むしろ景観的な問題ということになりますね。直接的な光害・・・

【参考人】

直接的な光、所謂南側に向けたものは比較的地上側に反射します。よく光害で問題となるのは、東向きとか北とかに向けて作った場合に反射するということがあります。

【山本会長】

ただ検討するといっても出されたものにはそれを検討すると書いていないので、今の回答ですと、追加してやりますということですか。

【参考人】

反射光の・・・。

【山本会長】

影響について、予測評価していただくと。

【参考人】

それから、廃棄物の処理につきましては御承知かと思いますが 2016 年に環境省から太陽光発電設備のリサイクル推進に向けたガイドラインが出ています。太陽光発電協会からも使用済太陽光電池の適正処理のガイドラインがでています。法整備が進んでい

るところで、当然これに則った処理を行います。ですから、十分配慮して処分しますということになるかと思うのですけど。

【山本会長】

私が先程言いましたのはそういう時の漏出の可能性もあるからそのようなことについては、どのように検討なさるのですかとお聞きしたい。

【参考人】

適正な処理に乗らないパネルがあるのではないか（ということですか。）、漏出ということは。

【山本会長】

そうですね。壊れたりして、どの高さでどういうふうにつけられるのか。

【参考人】

ここは積雪地域ですので1.7mとか持ち上げて付けるのですが、一般的な太陽電池は石とかで破損することはありますが、通常、結晶太陽電池の場合はラミネートされた状態となっていますのでガラスが割れてもセルはそこに張り付いた状態となっています。ですから、すぐばらばらになって鉛とか有害物質が周辺に飛び散ることはないと考えていますけど。パネル交換処理までをきちっと管理できるかということですけど、当然維持管理の中で管理していきたいと思っています。

それと、CO₂の排出のことですけども、それは以前に議論がなされたかと思いますが、現在は太陽光発電システム、建設から廃棄まで考えた場合に太陽電池のモジュールの発生量1kWあたり540gの削減効果があると、資料で異なるのですが太陽光発電協会では500gくらいの削減効果がありますよと、ですからシステム全体で言うと建設から廃棄までいうとCO₂を吸収する効果があるのではないかなと思うのですが。

【山本会長】

それは分かっております。要するに、今削減効果も含めて、これをどう評価するか、これを建てることによってどういう影響があるか、どういうメリットがあるか、デメリットがあるかということを含めて温室効果ガスの評価をしていただきたいとそういう意味です。ですから単に排出だけの話ではなくて、収支をそれぞれ今おっしゃったようにこういう現地に建てばこれくらい、それは後になって動くとは思いますがかなりの量の運搬もしたりしますので、交通機関の問題もありますし、搬入路、全部が全く伐採をしないとか、するとかその辺も多分他の森林を開発するよりは少なからうと思えますけど、その辺をまとめてこの事業によってどういうグリーンハウスガスの収支から見てこういうような効果があると。

【参考人】

収支を検討するようにと。

【山本会長】

はい。お願いします。

【平野副会長】

何から聞きましょうね。2-13 頁，本編の造成計画ですが，専門が景観ですけど土木も専門で。土木の中の景観の人間なので。どういう盤高にするかもう少し詳細なものがあれば見せていただきたかったのですが。先程伊藤委員から御指摘があったように，ここはカルデラ地形としては非常に典型的で面白くて，しかも平地なのにちょこちょこ起伏がある。かなり特徴的な場所ですよ。平地部は江合川の段丘地形となっていて，このくねくねのところが面白いからゴルフ場になったのではないかと勝手に思っているのですが。それをざばっとほぼ平らにするイメージですかこれ。切土盛土をして。それぞれのベースの高さがどれくらいの盤高を想定して平らにしておられるのかももう少し詳しく解説していただければと思うのですが。

【参考人】

この 2-13 頁，図 2.5 造成計画でいきますと，ゴルフ場の方の，これ昔のゴルフ場がアウトかインか分からないのですが林道で北側と南側に分かれると思うのですが，北側の方のススキ原に近い方につきましては，殆どがコースです。ですからちょっと北側で赤と黄色になっているかと思いますが，この部分，基本的には施主様の御要望によりますと 15 度以下にしたいということで，そのくらいのところに左側の赤くなっているところは 15 度以下でございます。同じように南側もそうですが，黄色と赤と，黄色は切ったところ，赤は盛ったところでございますが，それを同じように切って盛ってということで概ねここに細かく黄色と赤との中に線が細く書いてある，微かに見えるのですがこれが 5m ずつのコンターになっていますので，概ねこれで 15 度以下になるように処理をしてございます。

【平野副会長】

土工バランスはとれていますか。

【参考人】

はい。バランスがとれています。

【平野副会長】

先程申し上げたように地形をどのように保全するかという話と，特に北西部はススキの復元をどう期待できるか，だからあまり造成しないという話と，もう一つは景観的には周辺の造林をしながらなるべく盤そのものは低くしていただいてバッファーをとってパネルには日は当たるのだけど周辺の山からはなるべく見にくくするとか，造成計画とパネルの設置高，積雪地域だからある程度上げなければならないのは分かりますけど，トータルで全部環境影響に効いてきますので，凄く難しい設計条件とは思いますが，上手に一番少ない，どれに対しても一番影響が小さそうところを目指してやっていただければと思います。それは凄く大変ということは分かるのですが，最初に申し上げたと

おり、国定公園内でございますので。それくらいの慎重さと、何通りも造成図面を書いてチェックして、これだとこれくらい地形が残るけど景観がまずいね、とか、代替案を何種類も作った上で決めていただけたらと思います。

【参考人】

はい、わかりました。

【伊藤委員】

重要な地形は全て重要な地形であるということは認識いただいていると思っておりますが、それを踏まえて既に人工改変されているところもあって、新たに変えるところ、変えないところというところを明確に示していただければ、現状からどのくらい地形が変わらないかが見えますので、単純にこれを見せられれば重要な地形を大きく改変するよう見えますので、そのあたりを示していただいて、さらにそれを踏まえてどのように対応していくのかを示していただければと思います。現状では入っていないという想定で計画されているかと思っておりますので。今関連した話が出ましたので改めてお願いします。

【山本（和）委員】

確認ですが、ゴルフ場を改変してソーラーというのは、そもそもゴルフ場というのは外から見え難いように設計しているから良いのではないかということと、それから既に改変されているということで比較的すんなり通ることが多いですが、この案ですとかなり改変していますので、ほかのゴルフ場の案件と同じように考えない方がよろしいということは念を押しておきたいと思っております。

確認なのですが、こちらの改変案 2-13 頁は 2-16 頁の第 2 案あたりを想定して書かれた図面でしょうか。

【参考人】

第 3 案です。

【山本（和）委員】

第 3 案ですか。そうすると第 1 案第 2 案というふうに範囲が広がってくると、改変する面積が多少、少なくなると考えてもよろしいのでしょうか。範囲を広げると切土盛土が減るとか、そういうふうに考えるのは・・・

【参考人】

おっしゃるとおりでございます。もともとは第三種区域（※第三種特別地域）も利用させていただいて、計画させていただいて、もう少しゆったりとした計画にしたいなと、切り盛りを少なくして。色々なところと協議していく中でやはり三種区域（※第三種特別地域）はまずいだろうということで今こういう計画に至ったということでございます。

【山本（和）委員】

そうすると今現在は第3案、複数案といいながら第3案で走っているという状況。第3案の中で複数案つくらないとなる・・・はい、ありがとうございました。

【永幡委員】

騒音で教えて欲しいことがあるのですが。5-12頁の図のところ色々ところに建物があるのですが住居と住居でないところが混ざっているのですかね。どれが保全対象か全然分からないので。要するに住居が保全対象だから、そこに先ずかからないようにするというのが絶対条件だと思うのですが、さて、この図を見た時にどれが住居か、住居でないか分からなく、恐らくこれ、事業区域にあるのは住居ではないですよ。まさか住居があるところにパネルを建てるとは思えないので。

【参考人】

おっしゃるとおり、住居も含みまして建築物等というくくりで表示させていただいております。

【永幡委員】

この図を見た時にここで調査したらいいのね、と確認できないので、どれが保全対象か分かる図を作ってください。

【参考人】

分かりました。参考にさせていただきます。

【永幡委員】

凄く細かい話ですが、5-10頁で建設機械の稼働時の計算することになっていますが、 L_{A5} だけ書いてあるけど L_{Aeq} も求められるはずですし、いまだき単に L_5 だけではなくて環境騒音で見たときにどのくらいなのかというのを出すのが普通になっていますから、必ずそちらもやっておいてください。

【参考人】

分かりました。

【野口委員】

3-113頁になりますけど、(自然環境保全に係る)指定地域等の状況を書いたこの部分ですけれども、保安林について存在するとだけ書いてあるのですが、具体的にどのような状態になっているか図が見当たらないのですが、どうなっているのでしょうか。

【参考人】

申し訳ありません。把握はしているのですが、こちらで表現できていないところがございます。これは、保安林の場所を示すようにいたします。申し訳ありません。

【野口委員】

実際どのような保安林があるのですとか、そのような情報を持っておられないのですかね。それを勘案した上で検討するのが普通だと思うのですけど。

【参考人】

すみません。保安林の植生とかそういうものも十分これから検討して確認して計画するようにいたしますので。

【野口委員】

植物と生態系の部分ですけれども、植物についても、技術ガイドですと「適切な調査ルートを予め設定して行う」と書かれているのですよね。重要な環境要素を網羅できるようなルートを設定して考えないと、それが本当に適切かどうか分からないということなのです。太田委員からも同じような指摘がありましたけど、植物は地点やルートが全く書いていない。しかも特定植物群落のような重要な植生が入っている状況で全く記載がないというのは、方法書としてとても不十分と言わざるを得ないと思います。

生態系も同様で、生態系の場合は、そういった『地域を特徴付ける生態系』への影響を予測する」と書いてありますけれども、その地域で何が重要であるかというのを絞り込んでいくスコーピングという作業があります。それをどのように行っていったかという表なり、図なりを載せる必要があるのですが、そういったものも全く入っていない。或いは専門家へのインタビューを行って方法を定めるという過程があるのですが。ちょっとそのあたりも、あまりにも不十分かと思えます。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。植物に関しましても、両生・爬虫類と同様に、基本的には対象範囲を網羅的に、あらゆる環境を網羅するように踏査をして、かつ全ての植生ごとに植物群落調査をするという予定でいます。生態系に関しましても同様にですね、あらゆる調査を行った上であらゆる視点で注目種を選定して、とりまとめるという予定でおります。事前に細々としたスコーピングというものを反映できていなかったのが大変申し訳なかったのですが、準備書の方ではしっかり反映したいと思っております。以上です。ありがとうございます。

【平野副会長】

事務局にお願いですが、今言ったようなことが達成されていない準備書は受理しないでください。今回方法書としても、方法書として本当に受理して良いものであったかどうかは少し考えていただきたいと思えます。

方法書と書いてあって何も書いていないから受理しないでしょ、その判断は事務局がするわけですから。準備書に関しては今日出た意見をきちんと踏まえて、受理しないことも含めてきちんとした対応を取ってください。

【太田委員】

差し戻せないのですか。

【平野副会長】

できるでしょ。でも今からはできないんじゃない。受理しちゃっているから。

【山本会長】

事務局のほうでは。

【事務局（金野次長）】

酷いな、と思っています。どうしようかなと思っていますけど。

【平野副会長】

差し戻すなら差し戻してもういっぺんきちんとしたものを見て、方法書として審議したい。正直申し上げます。

【事務局（金野次長）】

あまりに酷いものは他県ではやり直しをさせているみたいなので、情報を収集して対応を考えます。

【山本会長】

では、よろしくお願ひします。それでは大体御意見が出尽くしたようですし、長時間ありがとうございました。これをもって審議を終わらせたいと思います。どうも参考人の方、ありがとうございました。先生方もありがとうございました。

<参考人（事業者）退出>

【山本会長】

はい、それでは最後にその他でございます。事務局から何かありますか。

【事務局（川端技術補佐）】

本日、長時間の御審議ありがとうございます。オニコウベ発電所に関しては先程の話もありましたので再度検討させていただきたいと思いますが、この方法書に関しまして更に御指摘の事項等ございましたら、こちらで用意しております御意見送付表などを活用しまして御意見いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最初に審議させていただきました白石越河の答申案については、皆様の文案等いただきまして会長と調整させていただきまして、答申を形成していきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次回の審査会となりますが、年度末になりますが3月19日を予定しておりますのでお忙しいところ大変恐れいりますがよろしくお願ひいたします。

最後に本日の資料ですが郵送を希望される場合、机の上に置いていただければと思います。ありがとうございました。

【平野副会長】

先程の他県で差し戻しているという話、ちょっと調べていただいて皆さんにメールで報告いただきたい。

【事務局（川端技術補佐）】

わかりました。差し戻しというか多分修正させて再度出させていたかも知れませんが確認して・・・。

【平野副会長】

基本的に受理していると何日まで答えなければいけないという網の目に引っかかってくるので恐らく無理ではないかという気がします。次の段階では・・・

【事務局（金野次長）】

次の段階で受理できるようなものがきちんと上がってくるかというのと・・・。

【太田委員】

実際は準備書だと調査が終わってしまう。

(「そうなんですよ。」との複数の声。)

【平野副会長】

ちょっとやばくないですか。

【山本会長】

それはちょっと・・・事務局の方。

【事務局（川端技術補佐）】

すみません。少しお時間いただいて確認し、御連絡させていただきますので。

【山本会長】

どういう結論になったかということについては、委員の方々に必ずお知らせするという事で。

【平野副会長】

本当にまともな調査が行われるような状態にはしたいと思いますので、多少きつめの行政指導、方法書はこのままだとしても、それに変わる何か資料を出していただいて、それを任意の形でメールでも良いですし、どこかの会議の前でも良いですし。我々も見させてください。非公式ではあるけどこれに基づいて調査してくださいねとやらないとまずい。事実上、審議をする必要があるのではないかと思います。

【永幡委員】

今回、出された方法書が「このやり方の調査では調査にならない」という答申を返すことにはできないのですか。

【山本会長】

それはできます。

【平野副会長】

それに基づいて知事意見を作るだけなので。

【事務局（金野次長）】

ちょっと検討させてください。

【山本会長】

今までも不十分なものがあって何とかしたいと思って、修正した方法書を出してもらえないのですかと聞いたことがあるのですが、できないとのことでした。だから、今平野先生がおっしゃったように非公式でもある程度詰まったものをとにかく出してもらおう。期日が迫っていますけども、その間に準備書そのものの質を高めるために別の働きかけをする（ということもあり）か、と思っていますがどうですか。

【事務局（川端技術補佐）】

検討はさせていただきますが。

【山本会長】

もし、他の県で差し戻しているものがあるらしいなら。私、存じあげなかったもので。

【事務局（川端技術補佐）】

すみません。私の発言で次長が発言させていただいたのですが、一回出たものを補正させていて……。うろ覚えだったのでそこも含めて確認させていただければ。

【山本会長】

結論として、（差し戻しが）可能であればそうしてもらい、可能でなければ他に対応があるかどうかを含めまして検討していただきたいと思います。

【平野副会長】

事務局には酷なことを言いますが、国定公園内にソーラーパネルを作る案件で眺望点を4つしかない方法書を受け取っちゃうと、他の事業者がね、徹底的に手抜きな方法書を事業者が持ってきても受理せざるを得なくなりますよ。わかりますか。宮城県の環境アセスメントが機能しなくなる。もの凄く危機的状況だと思いますので、真剣に考えてください。この件の処理は慎重にやってください。丁寧にやっている事業者に示しがないですよ、これ。お金がかかる話なので。

【野口委員】

不公平になってしまうのではないかとこのように懸念しています。

【平野副会長】

絶対、低きに流れますから。こういうの。

【山本会長】

それでは、本日の議事の一切を終了させていただきます。以上をもって議長としての役目を終わらせていただきます。お返しいたしますのでよろしく。

【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））】

山本会長、委員の皆様、長時間の御審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして本日の環境影響評価技術審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。